

第6章 保存管理

第1節 対象範囲の地区区分

第1章に述べたとおり、本計画は、常陸国分寺跡を確実に保存するとともに、その歴史的価値を踏まえて有効に活用していくための適切な範囲として、指定地とその周囲（指定地外）を対象範囲としている。

その保存管理にあたって、遺構の重要性、遺存状況、土地利用・土地区画の現況、土地の所有・管理関係等を踏まえて、計画対象範囲を下記のように細分する。地区の名称については、「指定地」は「Ⅰ地区」、指定地外の「南門・塔地区」は「Ⅱ地区」と表記する。細分した地区の名称は、数字に続けてアルファベットでⅠA地区のように表記する。

1. Ⅰ地区（指定地）

特別史跡指定地であるⅠ地区には、古代国分寺の礎石や、主要伽藍の遺構が保存されている。常陸国分寺跡の中核となる範囲であり、適切な管理のもと確実に保存し、公開や整備に取り組む地区である。

① ⅠA地区

現在、国分寺が所有・管理する境内地であり、指定地全体の65%を占める。本堂・庫裡などの建物や幼稚園と墓地が含まれる。また、古代国分寺の講堂・金堂礎石の公開範囲を設けている。

② ⅠB地区

指定地の東側（国道355号沿い）と、指定地の南側に存在する。現況において宅地（住宅、店舗や事業所）である。東側は、主要伽藍の遺構（金堂・回廊）の広がりが見込まれている。南側は、南門の存在が見込まれる。

③ ⅠC地区

国道355号であり、茨城県が管理する。

④ ⅠD地区

石岡市が管理する市道である。北側の市道（A2310号）に含まれる範囲は、現状は側溝（排水路）である。南側の市道（A2322号）は、国と国分寺の所有する土地である。

2. Ⅱ地区（南門・塔地区）

指定地外ではあるが、伽藍の広がりが見込まれる範囲であり、南門や塔の存在が推定されている。大正8年に千手院は国分寺と合併し、その後現在の境内地に移転するが、以前はⅡ地区の南西部に千手院が位置していた。現在は国道355号が南北に貫き、住宅と店舗・墓地等に利用

されている。このⅡ地区は、すべて周知の埋蔵文化財包蔵地（国分遺跡）に含まれる。

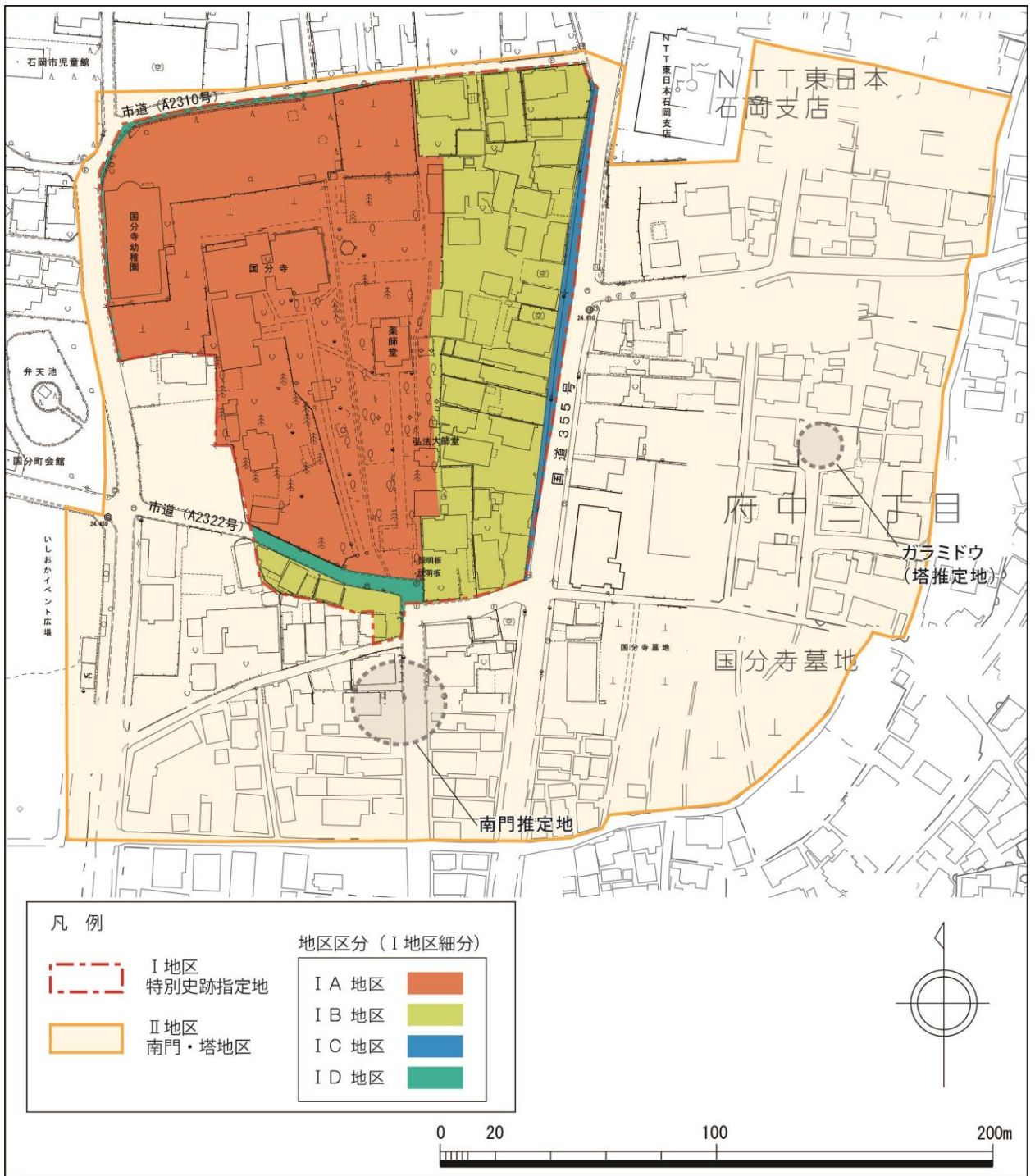


図39 保存管理地区区分図

第2節 各地区の構成要素

「特別史跡常陸国分寺跡の価値」を踏まえ、前節に示した各地区に含まれる構成要素を抽出する。

1. I 地区（指定地）

「主要な価値を構成する要素」には、奈良・平安時代の遺構で、常陸国分寺の主要伽藍を構成する施設のほか、竪穴建物跡や瓦溜りなどの関連する遺構が挙げられる。この遺構は、地上に表出している遺構と地下に埋蔵されている遺構に分類できる。

また、現在も法灯を継続する国分寺の中世末から現在に至る経緯を示す要素を、「副次的な価値を構成する要素」とする。

そして、これら以外にも指定地の中には、一般住宅等の建築物や工作物、電柱、樹木、遺跡説明板などといった「その他の要素」が存在する。

以下、細分した地区ごとに、構成要素を整理する。

表7 I地区(指定地)の構成要素

	主要な価値を構成する要素	副次的な価値を構成する要素	その他の要素
I A地区	<p>●奈良・平安時代の遺構</p> <p>【地上遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西回廊礎石(原位置) ・塔心礎(移設されたもの) ・金堂礎石、講堂礎石(原位置を動いたもの) <p>【地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中門跡、金堂跡、講堂跡、回廊跡、鐘楼跡 ・区画溝(西辺・北辺) ・竪穴建物跡 ・瓦溜り(平安時代末から中世か) ・その他常陸国分寺の伽藍空間を構成する遺構・旧表土 	<p>●中世末から江戸初期の遺構</p> <p>【地上遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仁王門礎石 <p>●歴史的建造物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千手院山門(市指定) ・都々逸坊扇歌堂(市指定) <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常陸国分寺跡頭彰碑(明治年間建立) 	<p>●現国分寺の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本堂、薬師堂、庫裏、書院、住宅、倉庫、車庫、弘法大師堂 ・墓地(墓石) ・祠 ・通路(アスファルト舗装) ・国分寺幼稚園(園舎・園庭・遊具) <p>●石碑、石造物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者忠魂碑、満州事変記念碑、大師堂薬師堂修繕記念碑、歌碑 ・弘法大師坐像、阿弥陀立像、如意輪観音坐像、双体地藏 ・真言梵字塔、聖徳太子文字塔、馬頭観音文字塔、巡拝塔 ・手洗石、石燈籠 <p>●樹木</p> <p>●史跡の保存活用のための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標柱(内務省設置、その他) ・史跡説明板 <p>●その他工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱(電話・電力)、照明 ・花壇、柵(立入禁止用) ・敷地境界塀・柵 ・監視カメラ、電話ボックス等
I B地区	<p>●奈良・平安時代の遺構</p> <p>【地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金堂跡、回廊跡 ・経蔵跡(想定) ・北辺・南辺の区画溝(想定) ・竪穴建物跡 ・その他常陸国分寺の伽藍空間を構成する遺構・旧表土 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北辺区画の延長上に確認された谷状の自然地形 	<p>●奈良・平安時代の遺構</p> <p>【地上遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・礎石の転用と想定される庭石 	<p>●建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅、店舗 <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅、店舗に付帯する工作物(電話柱・柵・塀) ・樹木・花壇・生垣
I C地区	<p>●奈良・平安時代の遺構</p> <p>【地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他常陸国分寺の伽藍空間を構成する遺構・旧表土 		<p>●国道355号(車道及び歩道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車止め ・電力柱 ・側溝
I D地区	<p>●奈良・平安時代の遺構</p> <p>【地下遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北辺の区画溝 ・その他常陸国分寺の伽藍空間を構成する遺構・旧表土 		<p>●市道(A2310号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側溝、ガードレール、カーブミラー <p>●市道(A2322号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車道、側溝 ・電力柱、カーブミラー

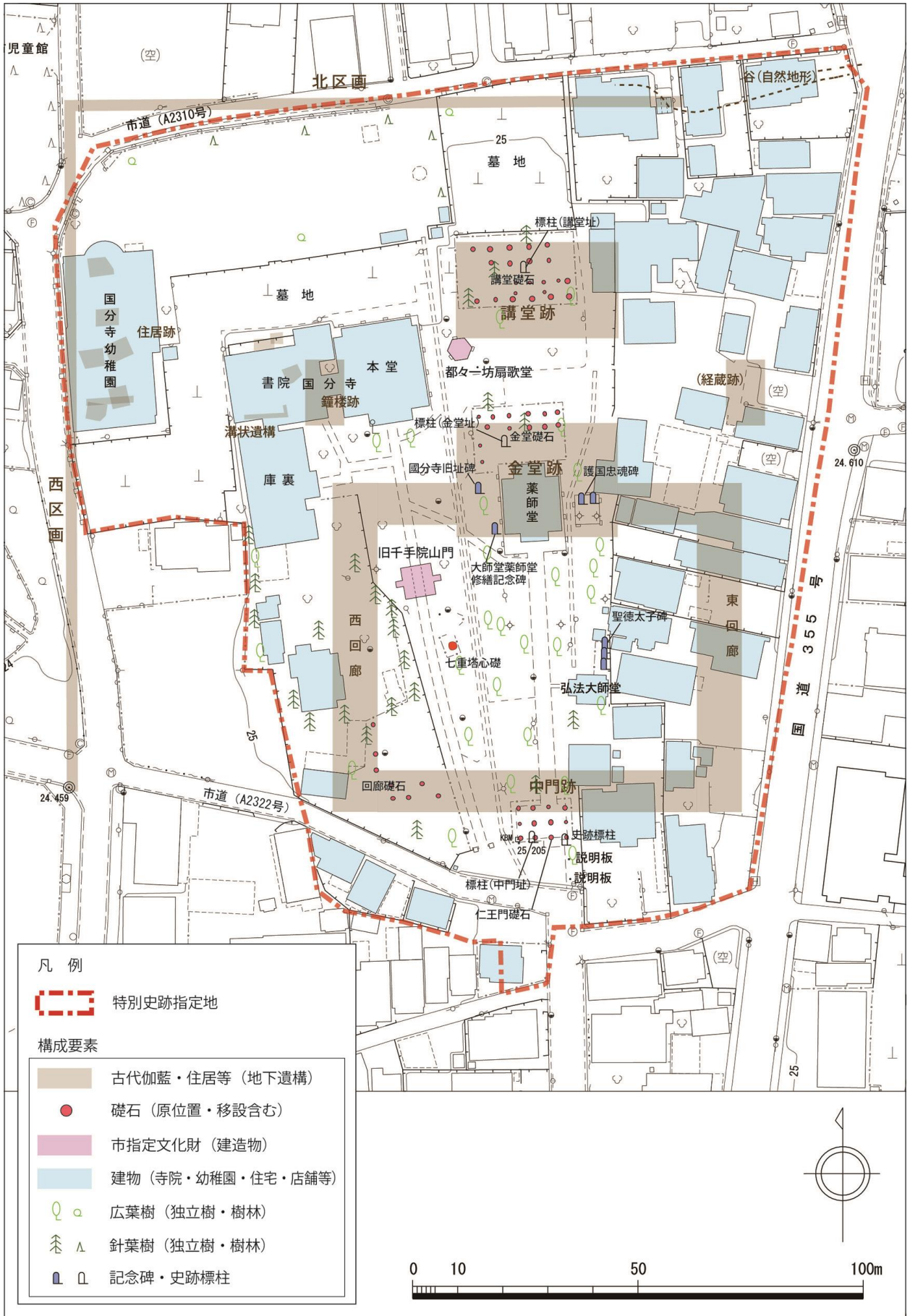


图40 構成要素図

2. II 地区（南門・塔地区）

I 地区に準じて構成要素を整理する。

表 8 II 地区（南門・塔地区）の構成要素

	主要な価値を構成する要素	副次的な価値を構成する要素	その他の要素
II 地区	<ul style="list-style-type: none"> ●奈良・平安時代の遺構 【地下遺構】 ・常陸国分寺の伽藍を構成する遺構（塔跡・南門・区画溝・礎石） ・築地堀跡（想定） ・竪穴建物跡 ・その他常陸国分寺の伽藍空間を構成する遺構・旧表土 	<ul style="list-style-type: none"> ●奈良・平安時代の遺構 【地上遺構】 ・礎石の転用と想定される庭石（想定） 	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物 ・住宅，店舗 ●樹木・草本 ●道路と付属物 ・道路標識，カーブミラー，ガードレールなど ●工作物 ・電柱，電灯 ・旧地区名の石造標識 ●墓地内の石碑・石造物 ・墓石，宝篋印塔，五輪塔，僧侶墓石，念仏塔 ●地下埋設物

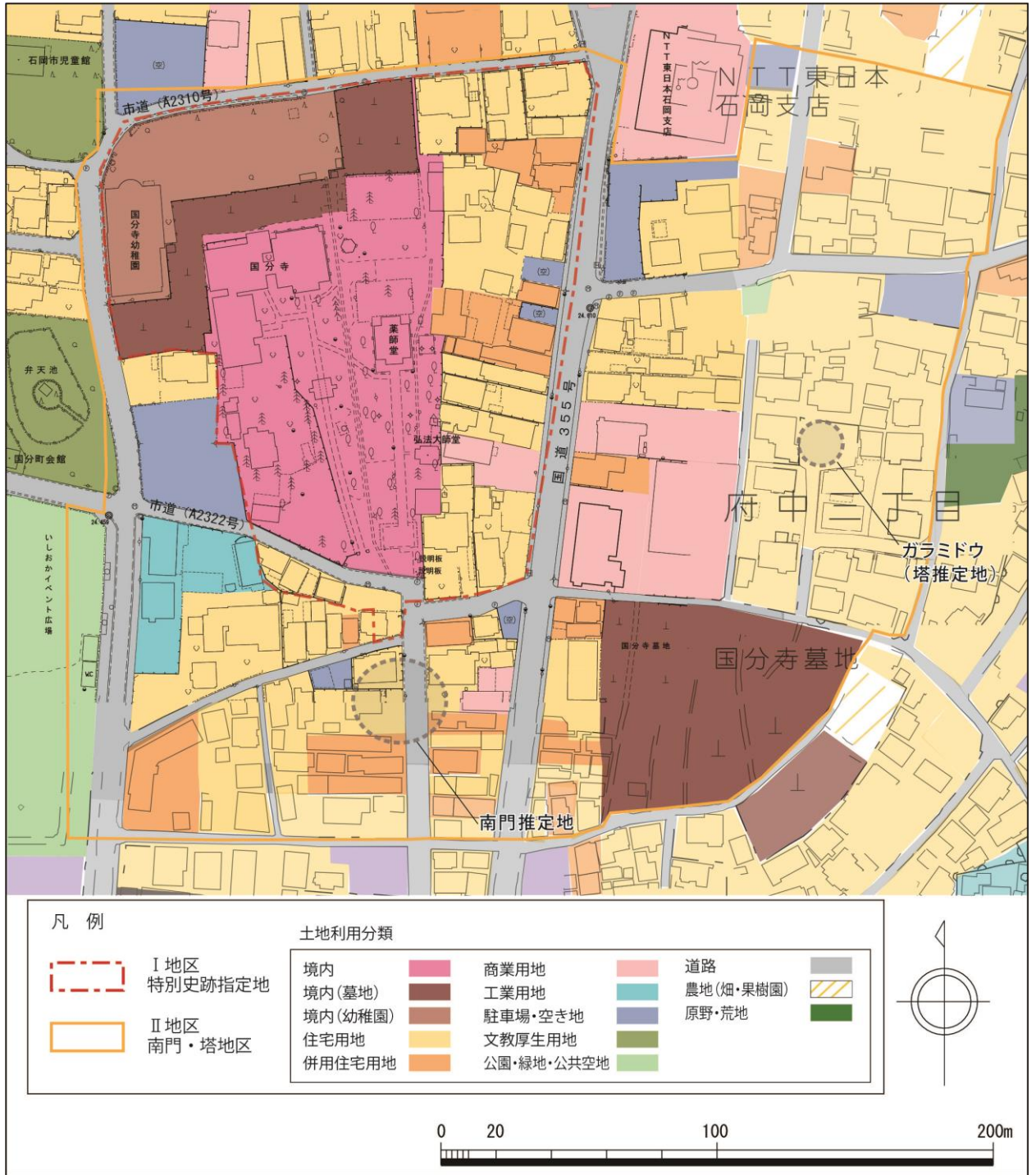


図41 指定地と周辺の土地利用状況

第3節 地区別の保存管理の方向性及び方法

1. IA地区（国分寺境内）

（1）保存管理の方向性

- 奈良・平安時代の遺構を確実に保存する。そのうえで、一般公開の範囲を広げていく。
- 法灯を保ち続けてきた国分寺の歴史的経緯を尊重し、宗教活動の場としての利用を継続する。

（2）方法

- 発掘調査により確認された遺構は、一部本調査が行われたが大半は埋め戻して保存されており、今後は地下遺構を確実に保存する。
- 金堂・講堂の礎石はこれまでの公開方法を見直し、現地における適切な情報提供を行う。本来の礎石配置を把握するために、必要に応じて確認調査を行う。
- 西回廊に残る礎石は、奈良・平安時代の構成要素として唯一原位置を保ち、地上で確認できる遺構であることから、所有者の協力のもとで現地公開を目指す。
- IA地区は、現国分寺の宗教活動の存続を前提とする。ただし、遺構の保存と、境内の諸施設の改修等の行為との調整が、きわめて困難と判断される場合は、寺院移転と土地の公有化について検討する。
- 境内地の奥に位置する金堂・講堂部分は、柵で囲んだ中にある礎石を見学できるよう石岡市教育委員会が所有者と協力して草刈等を行っている。今後は、文化財としての常陸国分寺跡を訪ねる一般見学者に対し、中門跡までを含めた古代の伽藍空間の草刈の頻度を増やすなど、宗教活動と文化財保護の役割分担を踏まえつつ、より良好な見学環境を保つものとする。

2. IB地区（住宅地）

（1）保存管理の方向性

- 奈良・平安時代の遺構を確実に保存し、史跡の価値を広く共有できる活用整備に向けて、公有化を進める。
- 当面は、宅地としての利用を継続しながら、遺構の保存を確実に行う。

（2）方法

- 宅地として利用を継続する場合も、地下遺構の保存に影響を与えないような配慮が必要であることについて、土地所有者等に理解と協力を得る。
- 地下遺構の確実な保存のため、土地所有者等の要望に応じて公有化をはかる。

○経蔵跡，東回廊跡，南門跡等の遺構が存在する可能性があることから，確認調査を推進する。

3. IC地区（国道），ID地区（市道）

（1）保存管理の方向性

○道路機能は維持しつつ地下遺構を保存する。

（2）方法

○これまでの基礎工事における掘削の深さが不明確であることから，舗装の改良・補修の際は必ず調査員立会いのもとで行い，遺構への影響の有無を確認する。常陸国分寺に関連する地下遺構が確認された場合は，確実に保存を図る。

○IC地区（国道355号）は，幅員16mの拡幅が計画されている都市計画道路（幸町・正上内線）であるため，今後都市計画との調整を図り，特別史跡の保存のために拡幅のないようにする。

4. II地区（指定地外，南門・塔地区）

（1）保存管理の方向性

○現在の指定範囲（I地区）を越えて，奈良・平安時代の国分寺の伽藍が広がっていたことは確実であることから，想定される塔・南門・区画溝などの重要遺構をはじめとした，奈良・平安時代の遺構の範囲確認と保存に努める。

（2）方法

○現状は周知の埋蔵文化財包蔵地であること，かつ特別史跡として保存すべき範囲が広がる可能性があることについて所有者等に周知し，常陸国分寺の保存に向けて，地元住民の理解や市関係機関の協力を得ていくものとする。

○塔・南門・区画溝などが想定される箇所の範囲確認調査を行い，伽藍地全体の解明に取り組む。

○伽藍地と判断された土地に関しては地権者等の同意のもと追加指定を行う。指定地西側の土地は，区画溝と主要伽藍の間に存在し，伽藍地の範囲内であることは確実であるため，早期の追加指定を目指す。

第4節 発掘調査

I地区，II地区で行う発掘調査の実施にあたっては，文化庁・茨城県教育庁及び専門家の指導を受け，適切な範囲と方法を検討した上で行うものとする。

1. I 地区（指定地）

今後の発掘調査は、主に史跡の整備活用を進めるうえで必要な情報を得ることを目的として実施する。

現状において、主要伽藍のうち金堂・講堂等の配置が判明しているが、経蔵跡の位置が確定していない。また、回廊は全体が複廊であるのか、基壇の正確な方位や規模、区画溝の範囲など解明すべき課題も多いことから、公有化等の進展にあわせて発掘調査を行い、主要遺構の規模と変遷過程の解明に努めることとする。

2. II 地区（指定地外の南門・塔地区）

現在の指定地の外側まで、主要伽藍の範囲が広がることは確実であることから、II 地区に関しては南門と塔、区画溝の位置を特定することを目的とした、範囲確認調査を行う。

II 地区は宅地化が進んで、発掘調査が可能な土地に限られるが、地権者の協力を得て計画的な調査に取り組むものとする。

3. 国分遺跡

国分遺跡は、埋蔵文化財包蔵地として、開発に当たって文化財保護法第93・94条による対応を行っているが、これまで調査内容の精査は行っていない。今後は、既往調査に基づく遺物・遺構の精査を通して、常陸国分寺の寺域に相当する範囲から僧坊・講師院・菌院といった諸施設のあった場所の想定、さらには国分寺運営上の施設の在り方に関する調査研究を推進する。

第5節 I地区（指定地）における現状変更等の取扱

1. 現状変更等の取扱に関する基本的事項

指定された史跡（特別史跡）は，その学術的価値を損なうことなく保存し管理する必要がある，「現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合（以下，現状変更等）」は，文化財保護法第125条に基づき文化庁長官の許可が必要となる。

I地区（指定地）における現状変更等の行為として多様な事項が想定されるが，その取扱においては，史跡としての価値の顕在化を図り，その適切な保存と活用を目的として実施する各種調査と整備以外の現状変更等は，原則として許可しないことを基本方針とする。ただし，指定地のほとんどを境内地と住宅地が占めていることから，宗教活動及び住環境を維持保全するためにやむなく実施する現状変更等に際しては，景観に配慮し，地下遺構や史跡の保存活用に悪影響を及ぼさない範囲内で認めるものとする。

現状変更等を行う事業主体は，文化庁及び茨城県・石岡市の関係機関と現状変更等の取扱について事前協議のうえ，必要な事務手続きを行うこととする。ただし，文化財保護法施行令第5条第4項に規定された行為は，石岡市教育委員会がその事務を行うものとする。

「維持の措置」，「非常災害のために必要な応急措置」，「保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの」については，許可申請は不要とされている。ただし，災害・事故等で史跡にき損が生じた際は「き損届」（文化財保護法第118条，第33条）を，それらを復旧しようとする際は「復旧届」（文化財保護法第127条）を，文化庁長官に提出する必要がある。

その他，I地区（指定地）において行われる通常の維持管理作業（表10）については，史跡の価値や環境を維持するために日常的・定期的に行われる不可欠な行為，あるいは史跡の価値をき損したり史跡の保存活用に悪影響を与えたりするおそれのない行為であるため，許可申請の手続きの不要な行為とする。

表9 現状変更等の許可の区分

行為の内容		許可区分 (申請先)
<p>許可できない 現状変更等の行為</p> <p>文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準</p>	<p>○史跡の適切な保存管理のために策定した保存活用計画に定められている保存管理の基準に反する場合</p> <p>○史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合</p> <p>○史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合</p>	
<p>許可が必要な 現状変更等の行為</p> <p>文化財保護法第125条</p>	<p>○文化財保護法施行令第5条第4項に規定された行為を除く行為 (本計画の第6章第4節2.参照)</p>	文化庁長官による許可
	<p>○文化財保護法施行令第5条第4項に規定された行為</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2年以内の期間を限って設置される小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が120㎡以下のものをいう。)の新築、増築、改築 2. 工作物の設置、若しくは設置後50年以内の工作物の改修(ただし、土地の形状を変更しないで行われるものに限る) 3. 道路の舗装若しくは修繕(ただし、土地の形状を変更しないで行われるものに限る) 4. 管理団体等による史跡の管理に必要な標識その他の施設の設置又は改修 5. 電柱、電線、ガス管、水管又は下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 6. 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年以内に限る) 7. 木竹の伐採 8. 史跡の保存のため必要な試験材料の採取 	石岡市教育委員会による許可
<p>許可申請の不要な 現状変更等の行為</p> <p>文化財保護法第125条</p>	<p>維持の措置</p> <p>特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条</p> <p>○史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき</p> <p>○史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき</p> <p>○史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき</p>	<p>※届出等の必要な場合がある。</p> <p>万全を期すために、石岡市教育委員会と事前協議を行うこととする。</p>
	<p>非常災害のために必要な応急措置</p> <p>○現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置</p> <p>○事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる現状に復する行為</p>	
	<p>保存に及ぼす影響が軽微な場合</p>	
<p>史跡において行われる 通常の維持管理作業</p>	<p>○本計画に示す「維持管理作業一覧」 (本計画の第6章第5節1.の表10参照)</p>	

表10 維持管理作業一覧

対 象	内 容
○建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な保守作業（ゴミの除去・雨どい清掃） ・建物内部の修繕・改修（建具調整，床材等の部分的な交換など） ・建築物の外壁・屋根の修繕・塗装（同系色の塗装など） ・門・塀その他工作物の修繕（基礎の改修を伴わないもの） ・建築物等に付帯する室外機・電気温水器等諸設備の修繕（掘削を伴わないもの）
○土地 （法面や通路等を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ等の除去 ・簡易補修（部分的な舗装路面の表層打ちかえ等） ・住宅敷地内の菜園や花壇における苗の定植程度で，地下遺構に影響を及ぼさない軽度の掘削
○植生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・枯損木・倒木処理，支障枝剪定，添え木などの設置，病虫害防除，草刈り（ただし，遺構に影響を及ぼす抜根や，景観を改変させる伐採は除く）
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・街灯などの清掃・保守点検 ・柵の塗替え（同系色の塗装） ・墓碑の清掃等

2. 現状変更等の取扱基準

（1）現状変更等の許可申請を要する行為

I 地区（指定地）において，現状変更等の許可申請を要する行為として以下の項目が想定される。

① 建築物の新築・建替・増築・除却

- 「新築」とは，現状で建築物の無い土地に新たに建築物を建築すること。
- 「建替」とは，既存建築物の全部又は一部を取り壊し，同一場所に引き続き建築物を建築すること。
- 「増築」とは現在建築物の建っている宅地内で，同一の建築物の既存部分に床面積を増加させる場合や，棟別または棟続きで建築物を付加すること。
- 「除却」とは，既存の建築物を取り壊し，更地とすること。

② 工作物の新設・改修・除却

工作物には，住宅用の塀や柵，墓地（墓石），電気通信施設，道路安全施設，案内板・解説板，街灯，物置，看板，石造物（記念碑・燈籠など），標柱，祠，遊具等が含まれる。

- ③ 地形の改変（土地の造成等）
- ④ 道路・水路の新設・拡幅・修繕・除去
- ⑤ 地下埋設物（上下水道・ガス管・浄化槽・電線管，墓穴等）の設置・改修・除去
- ⑥ 木竹の植栽・伐採・抜根
- ⑦ 史跡の発掘調査及び保存整備
- ⑧ そのほか史跡の保存に影響を及ぼす行為

（２）現状変更等の取扱い基準の共通事項

I 地区（指定地）における，許可申請を要する現状変更等の取扱い基準に対する共通事項は次のとおりとする。

- すべての現状変更等に対して，地下遺構の保存に影響を与えると判断される場合は，原則として認めない。
- 史跡としての歴史的景観に調和したものとなるよう，配置・形態・色彩・素材等に配慮したものとする。
- 地下掘削を伴う現状変更等に際しては，事前の発掘調査などを実施（軽微なものについては，立会い）し，重要な遺構が確認された場合は遺構を保存するための措置を検討して設計変更等を行い，許可を得るものとする。
- この基準によりがたい場合，また規模の大きな現状変更等の場合については，その適否の判断に際して，文化庁や茨城県教育庁及び石岡市教育委員会にて協議を行うほか，必要に応じて学識経験者に指導・助言を求めるなど，学術調査の結果を踏まえた適切な措置がとられるよう十分留意する。

（３）現状変更等の地区別取扱基準

I 地区（指定地）における，許可申請の対象となる現状変更等の地区別の取扱基準を示す。

表11 現状変更等の地区別取扱基準一覧

地区区分 現状変更等	I地区（指定地）			
	IA地区	IB地区	IC地区	ID地区
①建築物の新築・建替・増築・除却	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存活用を目的としたもの以外の新築は、原則として認めない。 ○宗教活動上必要と判断される場合は、事前に発掘調査を行い遺構に影響を与えない方法で行う。 ○除却は、地下遺構への影響を最小限にするよう配慮したものについては認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存活用を目的としたもの以外の新築は、原則として認めない。 ○建替及び増築は、地下遺構の保存を図った上で、かつ既存建築物の構造・規模・形態等を著しく変更しない場合に限り認める。 ○除却は、地下遺構への影響を最小限にするよう配慮したものについては認める。 	認めない。	認めない。
②工作物の新設・改修・除却	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は原則として認めない。 ○工作物の新設が、宗教活動上必要と判断される場合は、事前に発掘調査を行い遺構に影響を与えない方法で行う。 ○既設の工作物の改修・除却のうち、地下遺構に影響を及ぼさない場合は認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は原則として認めない。やむを得ず新設する際は、事前に発掘調査を行い、遺構に影響を与えない方法で行う。 ○既設の工作物の改修・除却に際しては、住生活を維持保全するために必要不可欠で、かつ規模・構造等が遺構保存と景観に配慮したものについては認める。 	IB地区と同じ。	IB地区と同じ。
③地形改変（土地の造成等）	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として認めない。 ただし、史跡の保存活用を目的として、地下遺構の保存に影響を及ぼさないよう配慮して行われる土地の掘削や盛り土等の地形改変は認める。 			
④道路・水路の新設・拡幅	<ul style="list-style-type: none"> ○新設・拡幅は認めない。 ○補修・除去は、遺構に影響のないよう図った上で、史跡としての景観の保全に大きな影響を及ぼさない場合は認める。 			
⑤地下埋設物の設置・改修・除去	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として新設は認めない。ただし、公共・公益上必要な地下埋設物の改修及び除去、史跡の保存活用を目的とする新設は地下遺構に影響を及ぼさないよう配慮したものにより認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として新設は認めない。 ○改修は、住生活を維持保全するための必要性を勘案し、かつ地下遺構を避け、工事立合のもとで行うことを条件として認める。 ○除去は史跡への影響を最小限とした上で認める。 	IA地区と同じ。	IA地区と同じ。
⑥木竹（果樹を含む）の植栽・伐採・抜根	<ul style="list-style-type: none"> ○新規植栽は、史跡の活用や良好な景観形成を目的としたもの以外は原則として認めない。また、植物の根が遺構に影響を及ぼす可能性がある植栽は許可しない。 ○伐採・抜根は、遺構保存と史跡としての景観に配慮したと判断される場合に限り許可する。 			
⑦史跡の発掘調査及び保存整備	<ul style="list-style-type: none"> ○地下遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲と判断される場合は認める。 ○史跡の整備は、学術的調査の成果に基づくものとし、地下遺構の保存を図った上で行う場合、かつ史跡としての景観に配慮した場合について認める。 			

(4) 現状変更等の許可申請の手続き

石岡市は、事業主体や所有者に対し、現状変更等の許可申請の手続きに関して、必要な手順や期間等について周知徹底を図るものとする。また、万全を期すために、保存に影響を及ぼす内容が軽微で許可申請不要と判断する際に、事前協議（協議の担当窓口は市教育委員会文化振興課）を行うことについても周知し、協力を求めている。

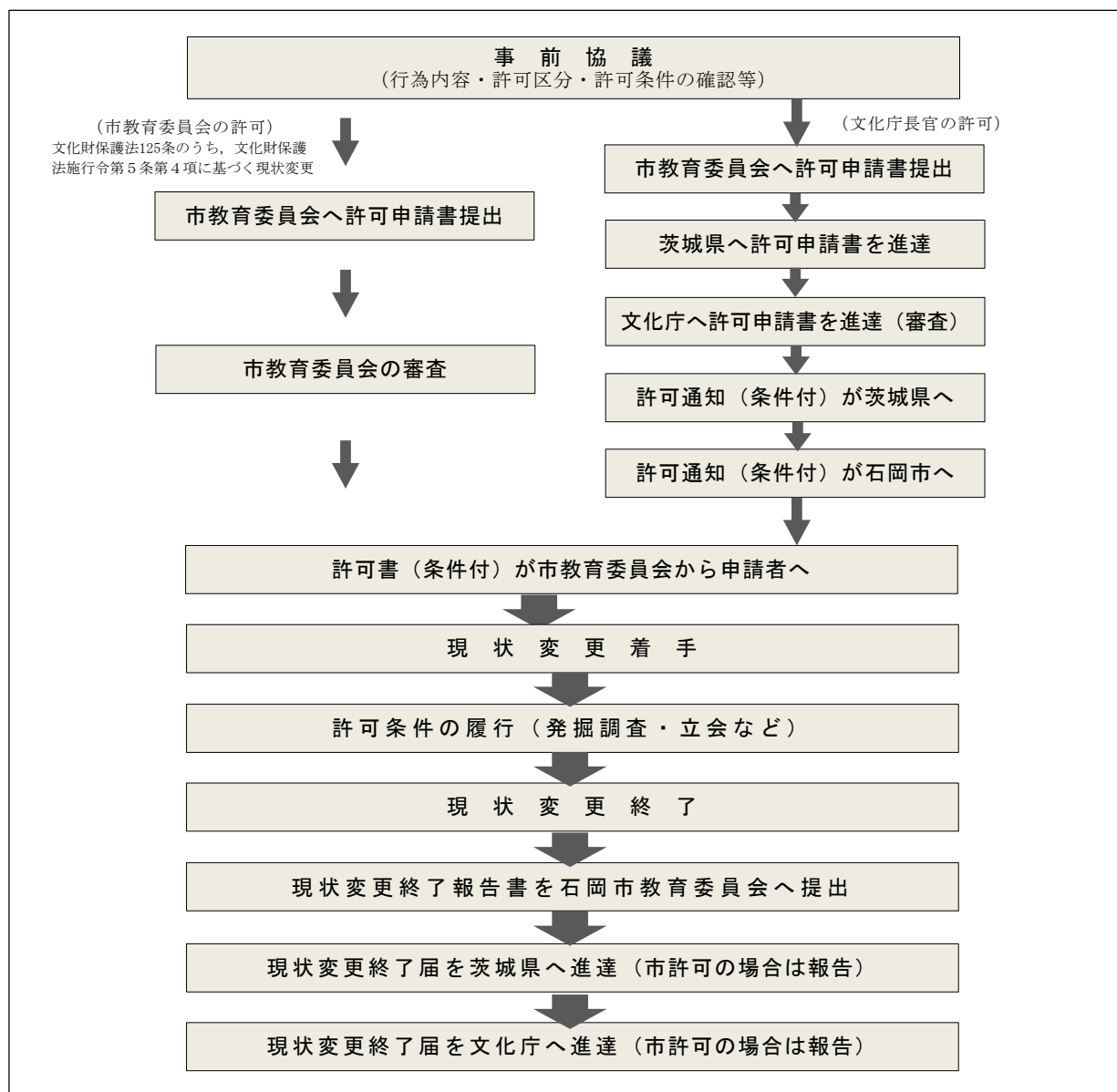


図42 文化財保護法に基づく現状変更等の手続きの流れ

第6節 II 地区における埋蔵文化財の取扱

1. 埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための掘削

文化財保護法（以下、法と呼ぶ）第93条には、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されて

いる土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」、そこで土木工事等で掘削を行うことを「土木工事等のための掘削」と呼んでいる（本計画では「土木工事等のための掘削」と呼ぶ）。周知の埋蔵文化財包蔵地で行われる土木工事等のための掘削は、地下に埋蔵されている遺構や遺物を損なう可能性があり、文化財の保存継承を妨げる要因となりえる。このため、土木工事等に伴う掘削については、法第93条あるいは法第94条によって届出を要請し、掘削工事前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査を実施し、重要な遺構が発見された場合はその保護に配慮を求めるなど、必要な事項を指示することができる。

Ⅱ地区においては、石岡市を通して茨城県が埋蔵文化財の取扱いについて、工事主体者に最終的な指示をすることとなる。

2. 土木工事等の取扱い

Ⅱ地区は周知の埋蔵文化財包蔵地（「国分遺跡」）に該当する。常陸国分寺関連の遺構を確実に把握し保全を図るために、Ⅱ地区に対する掘削を伴う土木工事等の取扱いを以下のとおりとする。

- 掘削を伴う土木工事等については、石岡市教育委員会を窓口として十分な事前協議を行い、地下遺構を保全するために、計画の中止を含めた開発回避を図る。
- やむを得ず掘削を伴う土木工事等を行う際には、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出を要請する。
- 掘削を伴う土木工事等に対して必要に応じてさらに確認調査を行う。その調査により遺構の存在が確認され、その遺構が工事によって破壊される公算が大きい場合は、記録保存の発掘調査に移行する。さらに、常陸国分寺に関連する重要な遺構（Ⅱ地区における「主要な価値を構成する要素」に相当するもの）が確認された場合は開発を休止させ、追加指定や公有地化に向けた協議を行う。
- 記録保存の調査を実施し、協議のうえ土木工事等をやむなく実施する場合においても、地下遺構の保存や今後の史跡の活用に悪影響を及ぼさないよう、設計変更等を含め、最大限の協力を求めることとする。

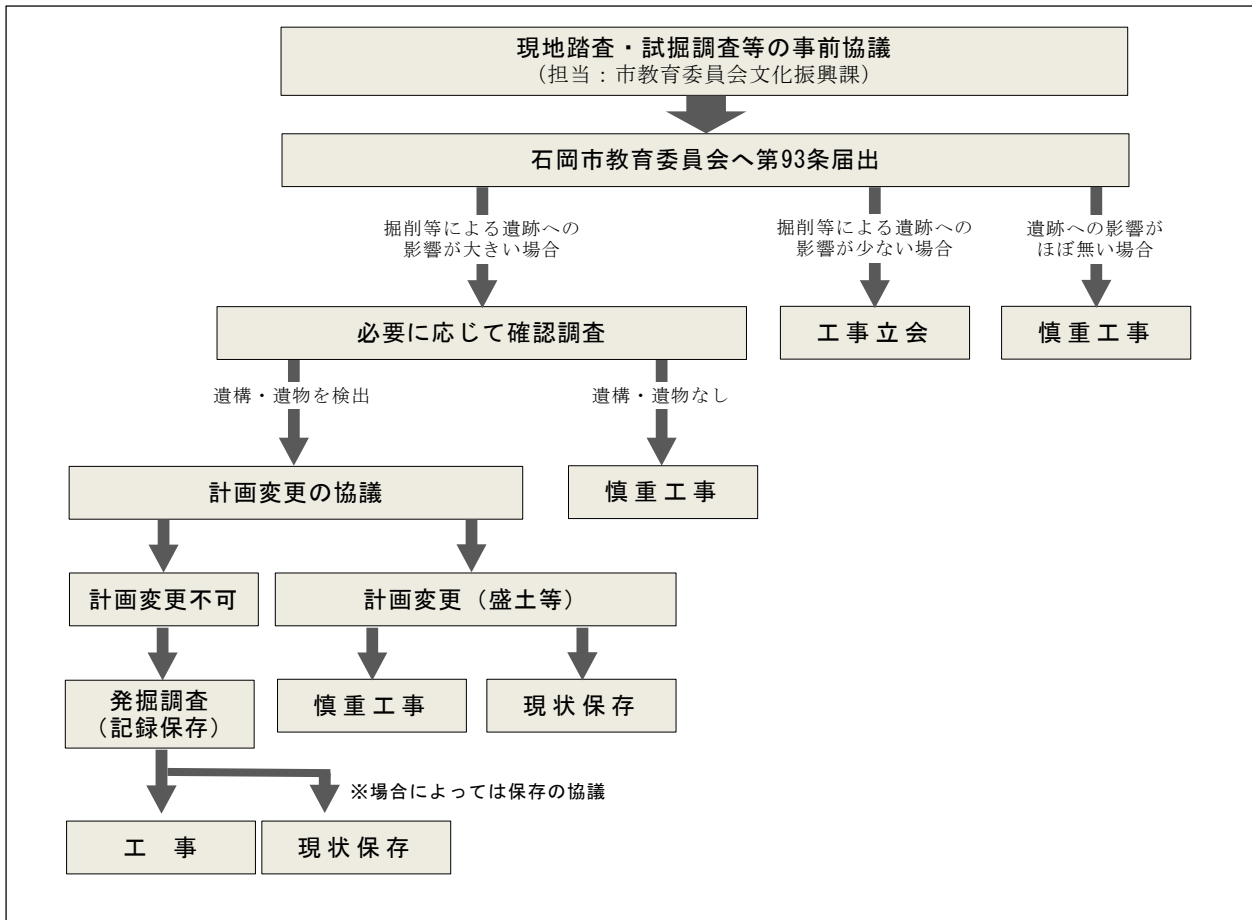


図43 文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の手続きの流れ（Ⅱ区）

第7節 追加指定と公有地化

1. 追加指定

Ⅱ地区は、指定地と同等の歴史的価値を有する地区であることから、積極的に追加指定に取り組む範囲とする。土地所有者等に対しては、本計画に定めた事項を周知するとともに、追加指定に対する同意を得られるよう努める。

特に、西区画溝の内側に該当する指定地西側と、塔跡と思われる遺構が確認された箇所（通称ガラミドウ）は、早急に規模を確認して追加指定に取り組むものとする。（下図参照）

さらに、伽藍地に該当するⅡ地区を越えて広がる国分遺跡には、常陸国分寺の寺域に相当する範囲として、僧坊・講師院・菌院といった国分寺運営上の施設の存在が想定される。今後の調査で、こうした諸施設が確認された場合はⅡ地区と同様の扱いとし、追加指定を検討する。

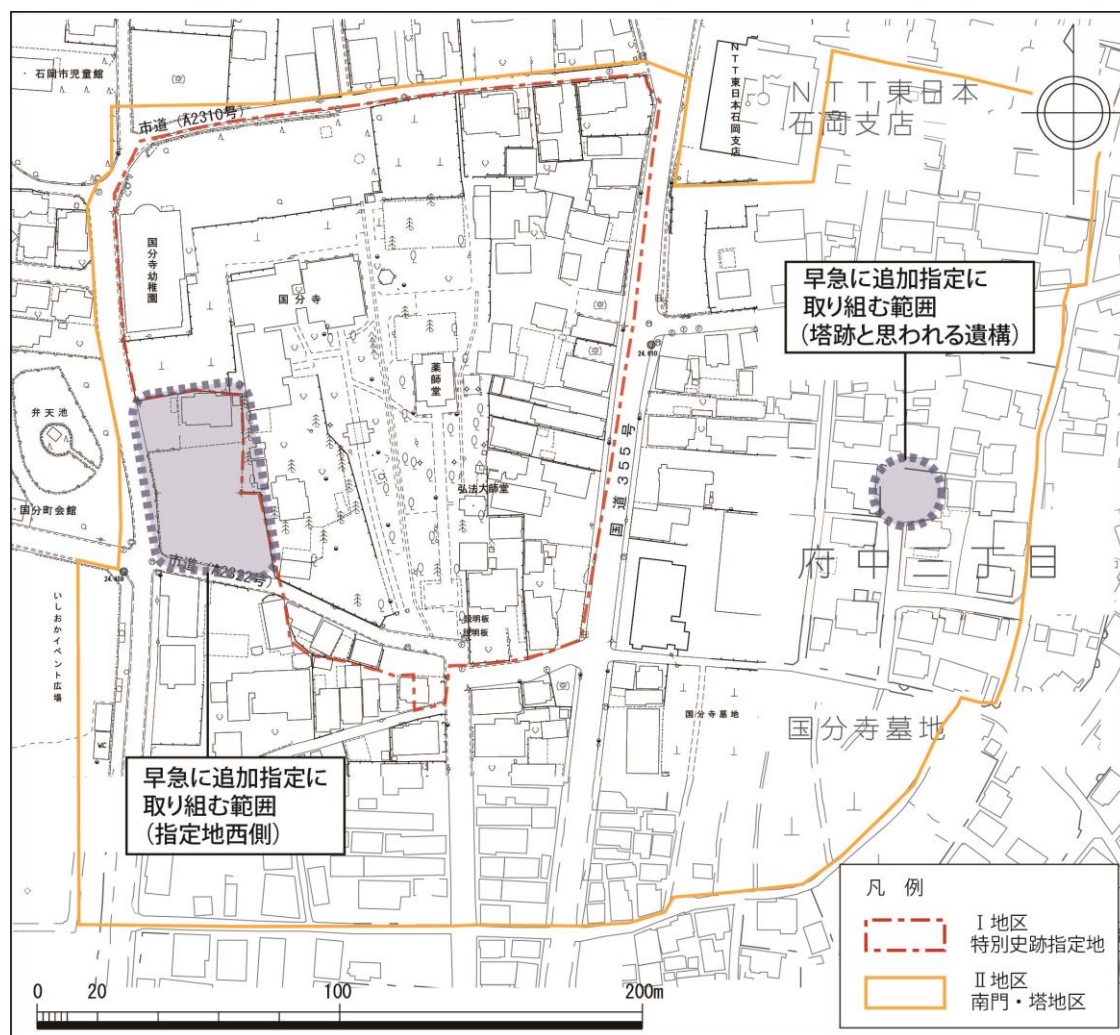


図44 追加指定に取り組む範囲

2. 公有地化

(1) I 地区（指定地）における公有化の方針

I 地区のうち I A 地区・ I B 地区は境内地、民有地であり、当面は現状の土地利用を前提とした管理を継続する。ただし、史跡の保存管理及び活用整備の観点から、条件の整った土地については速やかに石岡市が公有化を図る方針とする。

(2) II 地区における公有化の方針

II 地区は、古代の伽藍空間の広がりが見込まれる範囲であり、伽藍空間の全体像の把握に努めるものとする。今後調査を行い、塔跡や南門、区画溝などにより主要伽藍の広がりを確認し、重要遺構が確認された土地について、追加指定の上で公有化を目指す。

重要遺構の存在する可能性が高く、地下遺構の保存や将来的な史跡の整備活用を考慮して緊急の対応が不可欠と判断される場合には、優先的に追加指定について協議のうえ速やかに土地の公有化も図っていく。

第7章 活用

第1節 方向性

常陸国分寺跡の活用は、国家規模の古代寺院としての常陸国分寺の特徴や広がり伝え、その歴史的意義や人々の活動の様子などについて、わかりやすく学び感じ取ってもらえるような取組を目指す。そして、将来明らかになることが期待される塔跡なども含めた伽藍全体の様相に加えて、常陸国分尼寺跡・常陸国府跡・瓦塚窯跡など周辺の史跡との関係、さらには古代常陸国府の地域社会の諸相、中央行政機構との関係についても、漆紙文書・墨書土器などの文献資料や関連遺跡の調査研究成果を反映した展示、体験学習など多様な手法を用いて伝え、地域への愛着、歴史に対する興味を醸成していく。

このため、常陸国分寺跡の活用は、①特別史跡の指定地そのものの活用、②調査研究成果に基づく常陸国分寺跡の情報の活用、③石岡市域における史跡を核とした歴史文化遺産の活用、さらには④市民との協働による観光資源としての活用、という観点から、次に掲げる方針のもとで多様な手法を導入して実施する。

- (1) 生涯学習や学校教育との連携を重視した学習の場としての活用
- (2) 地域住民や市民・県民、また各地からの訪問者の交流・憩いの場としての活用
- (3) 継続的な調査研究成果の情報発信
- (4) 周辺の歴史文化遺産や展示施設との連携
- (5) 国分寺・国分尼寺の所在する自治体等との連携による情報交換や交流事業の推進
- (6) 常陸国分寺跡の歴史的価値を活かした市民との協働による観光資源としての活用

第2節 方法

(1) 学習の場としての活用

石岡市は、地域の文化財を活用したふるさと学習を小中学校で行っており、常陸国分寺跡を見学し、学習する機会を設けることとする。

また、市民にとって身近な文化財を再認識できる機会として、定期的な見学会の開催、発掘調査の現地説明会などを、所有者の協力を得て実施する。そうした生涯学習や学校教育として取り組む際は、文化財の周知活動の一環として、多様な見学者に応じたわかりやすい説明に努める。

当面は、発掘調査の現地説明会に限らず、発掘調査の実施期間を現地公開期間と位置づけること、現位置を保つ回廊礎石などの公開をするなど、古代国分寺をじかに見学する機会を増やしていく。長期的には、調査研究成果を踏まえた整備公開を目指すとともに、指定地に隣接する場所に常陸国分寺跡を展示紹介する拠点施設の設置を検討し、学習の場としての利用を促進する。

(2) 交流・憩いの場としての活用

指定地の公有化を進めて、地域住民や市民・県民、また各地からの訪問者が利用できる、交流・憩いのオープンスペースとして提供する。

また、古代常陸にふさわしい行事（イベント）を企画する。地域住民の参加を促し、地域に根付いた風物詩として定期的に開催できるように、親しまれるあり方を目指す。

(3) 調査研究成果の情報発信

近年の発掘調査によって、常陸国分寺跡に関連する新たな発見が相次いでいる。これらの調査成果は報告書としてまとめ、全国的な国分寺研究に役立てるとともに、市民へも積極的に公開する。

最新の調査研究成果の情報発信の方法として、具体的には、現地の解説板の情報更新、パンフレット作成、ふるさと学習の副読本づくり、市広報（印刷・電子媒体）による発信、報道機関への情報提供などに取り組む。また、講演会・学習会の開催は、茨城県や公民館等の市内関係施設と連携して行う。このほか、古代常陸国分寺の往時の姿を再現したCG・VR作成なども、情報発信の方法の一つとして検討する。

(4) 周辺の歴史文化遺産や展示施設との連携

常陸国分寺跡の周辺には、常陸国分尼寺跡・常陸国府跡や瓦塚窯跡など、常陸国分寺の成立に関わりの深い遺跡が存在する。また、茨城廃寺跡や郡家推定地（外城遺跡）も国指定を目指し調査中である。

石岡市域にはこうした古代常陸国府に関連する遺跡のほか、古墳や集落遺跡など、長い歴史の中で生み出された多様な歴史文化遺産が数多く存在している。市街地にある近代の看板建築、

若宮観音堂に祀られる木造十一面観音立像・府中城土塁などの歴史文化遺産、常陸風土記の丘などの展示施設は、それぞれが石岡市の歴史と文化を体感できるものである。

これらをわかりやすく結びつけた案内や解説、あるいは周遊ルート整備などを行い、常陸国府の歴史的特性や現在に至るまでの変遷を伝えることで、常陸国分寺跡の理解につなげるようにする。

また、ふるさと歴史館や常陸風土記の丘などの展示施設においては、常陸国分寺跡の紹介や発掘調査成果の速報など、学習機能の強化に努める。

(5) 国分寺・国分尼寺の所在する自治体等との連携

昭和27年に特別史跡に指定されたのは、常陸国分寺跡のほか、遠江国分寺跡・讃岐国分寺跡がある。国分尼寺跡と同時に特別史跡に指定された事例は常陸国のみであり、貴重な事例であることから、国分寺が所在する全国各地の自治体との連携に取り組む。例として、「国分寺サミット」のような全国規模のイベントに参加するなど、石岡市におけるまちづくりの観点からの史跡の活用を推進する。

また、石岡市周辺の古代寺院である新治廃寺跡（筑西市）や台渡里廃寺跡（水戸市）、常陸国分寺に供給した瓦を生産した松山瓦窯跡（かすみがうら市）などが所在する県内の関連自治体とも連携し、共同事業の開催・拡大に努め、調査研究の深化、調査研究成果の活用、情報交換、人的交流を促進する。

また、常陸国の古代の様子を伝える「常陸国風土記」に記された地名が現在の地名に残されていたり、寺社等が史跡として存在したりすることが知られている。これらを管理する関連団体・自治体とも積極的な交流を促進する。

(6) 市民との協働による観光資源としての活用

常陸国分寺跡の公有化や整備公開の進捗状況に応じて、所有者や市民の協力を得て、石岡の観光資源の一つとしての情報発信に取り組むこととする。

石岡駅前にある観光案内所などで、常陸国分寺跡のパンフレットを配布し、また市内の史跡等を案内する「歴史ボランティアの会」のような活動団体を積極的に紹介する。

このほか、観光旅行会社への情報提供を行い、観光ツアーあるいは文化財関連ツアーの訪問地として組み込んでもらえるよう働きかけるなど、豊かな歴史を有する石岡市の魅力の一つとしてPRを行い、全国に向けて発信する。

第8章 整備

第1節 方向性

古代の常陸国分寺の存在を伝える主要遺構，それらが一体となって成立していた伽藍の広がり，埋蔵されている遺物の保存を第一義としたうえで，常陸国分寺の価値や特徴を学び，往時の姿を感じられる整備を行うものとする。

また，常陸国分尼寺跡・常陸国府跡などの関連遺跡の中核として常陸国分寺跡を位置づけるなど，石岡地域における歴史文化遺産のネットワークを見据えた整備に取り組むこととする。

ただし，指定地は寺院境内があり住宅も存在することから，全面的な整備は相当な期間を要することが見込まれる。したがって，整備事業は段階的に進める。

I B地区に住宅地が存続する間は，部分的に取得した公有地において，遺構保護を第一としつつ活用にも有効な暫定的な整備を行う。将来的には，伽藍空間の立体的な表現などを伴う史跡公園としての整備を目指す。

第2節 方法

(1) 境内の整備

現在の国分寺は指定地の中心にありながら，古代から法灯を灯し続けている。今後も宗教活動が存続しながら，特別史跡として古代伽藍の保存と公開が望まれる。境内に関しては文化財としての見学者も予想して，かつての国分寺伽藍の解説板を新たに設置するなど，現地での古代国分寺の様子も理解できるよう整備を行う。

(2) 公有化した指定地の暫定的整備

本格的な整備に備えて，取得した土地に対して，暫定的に遺構保存を優先した整備を行う。公有化した土地の状況に応じて，先行的に広場として利用できるよう簡易舗装を行うとともに，簡易的な説明板を設置して特別史跡の指定地であることを周知する。あわせて植栽ポットなどを用いた暫定的な遺構平面表示なども検討する。

〈例〉

【遺構保護】保護盛土・整地

【暫定公開】簡易舗装，簡易柵，低木の植栽（ポット等），説明板

(2) 公有化した指定地の本格的な整備

常陸国分寺跡の価値や特徴を学び，憩い・交流の場となることを目指して整備を行う。

保存のための整備として，将来にわたって遺構・遺物が損なわれないよう，遺構保

護のための盛土を行い、適切な排水施設の設置、遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木の伐採などを行う。

また、史跡の活用に向けては、古代寺院の姿を伝えるために調査によって判明した主要な遺構を表示する。西側回廊に存在する原位置を保つ礎石については、回廊空間と一体的に展示公開できる手法を検討する。金堂跡や講堂跡、中門跡に関しても、その規模や特徴を実感できる空間表現方法を検討する。

このほか、整備された指定地の利用案内や解説板、また確認された主要伽藍の諸施設ごとの名称板等を、景観を配慮しつつ配置する。指定地の一部には広場を設けたり、遺構への影響のない範囲で植栽を施し、ベンチなどの休憩施設を設けたりするなど、地域に親しまれる空間としての配慮も行う。

<例>

- 【環境基盤の整備】 遺構保護盛土，遺構に影響する高木伐採，地被植栽による表層土保護，遺構保護を前提とした新規植栽
- 【遺構表現】 区画溝（築地塀も想定される）・金堂・講堂・中門・回廊等
（このほか，重要遺構が確認された場合それらを含む）
- 【案内・解説】 全体案内板，総合解説板，遺構解説板
- 【便益施設】 四阿・ベンチ等

（３）活用拠点施設の設置

指定地の隣接地に、常陸国分寺跡の管理と活用のための拠点施設及び駐車場の設置を検討する。拠点施設には、展示機能・便益機能を備えて、老若男女あらゆる世代の来訪者に対応できるよう配慮する。駐車場に関しては近接地にあるイベント広場の利用も可能なことから、イベント広場の利活用方針との整合性をもたせつつ検討する。将来的には来訪者の需要に対応できる規模を近隣で確保できるようにする。

（４）周辺の歴史文化遺産と連携した整備

常陸国分寺跡が所在する石岡地域において、周遊ルートを設定し、案内標識・解説板の新設・修繕などを行って、歴史文化遺産の周知とその価値の顕在化に取り組む。

ルート設定は、常陸国分寺に関連する古代の遺跡だけでなく、各種の遺跡、建造物・石造物なども含めた周遊ルートを設定する。主要地点に案内標識を設置するなどして、来訪者の適切な誘導と安全確保を図る。あわせて、周遊時に携帯できるマップづくりも行い、利用できる休憩・便益施設の案内等も図示して、石岡駅や公共施設にて配布できるようにする。

<例>

- 周遊ルート設定と案内標識設置，案内地図作製・配布
- 各歴史文化遺産への解説板設置（既存施設の改修を含む）

第9章 管理運営・体制の整備

第1節 方向性

特別史跡常陸国分寺跡の管理運営は、文化財保護法及び本計画に基づき、石岡市と所有者による十分な意思の疎通を図りながら行うものとする。

石岡市教育委員会文化振興課は、文化庁・茨城県教育庁の指導のもとに石岡市の関係各課と連携した体制を構築し、保存管理・整備・活用を適切に遂行する。

また、各種の活用事業の実現には、市民の協力と参加が不可欠である。石岡市は、将来的な活用・整備を見据えて、管理運営の一部を担う市民団体の育成、支援充実などにも取り組むこととする。

第2節 方法と体制

常陸国分寺跡は指定時期が古く、その範囲が十分周知されてこなかったこと、かつ現在の指定地より伽藍地が広がる可能性が高いことから、まずは石岡市と指定地内外の所有者による保存管理の体制づくりが急務である。

石岡市においては、教育委員会文化振興課を担当課とし、常陸国分寺跡の保存活用に關わる業務全般にかかる適切な体制を整える。特に、第6章に定めた現状変更の手続きを適正に進めるための人員配置を行うとともに、定期的に巡回するなど指定地と周辺地域の所有者に対し保存管理への理解と協力を求めていく。

また、公有化した指定地における整備に向けた発掘調査、指定地外に広がる伽藍の範囲確認調査が今後は増えると想定されることから、研究と整備を担う専門職員のさらなる配置充実を行うと同時に、専門的な指導を継続的に得ていくための調査指導委員会を立ち上げる。

これらの体制が確立できた上で、将来的には市の関連各課や地元自治会、市民団体、有職者、学校関係者と連携が図れるよう、常陸国分寺跡の活用・整備・運営に関する協議会等の創設を目指す。

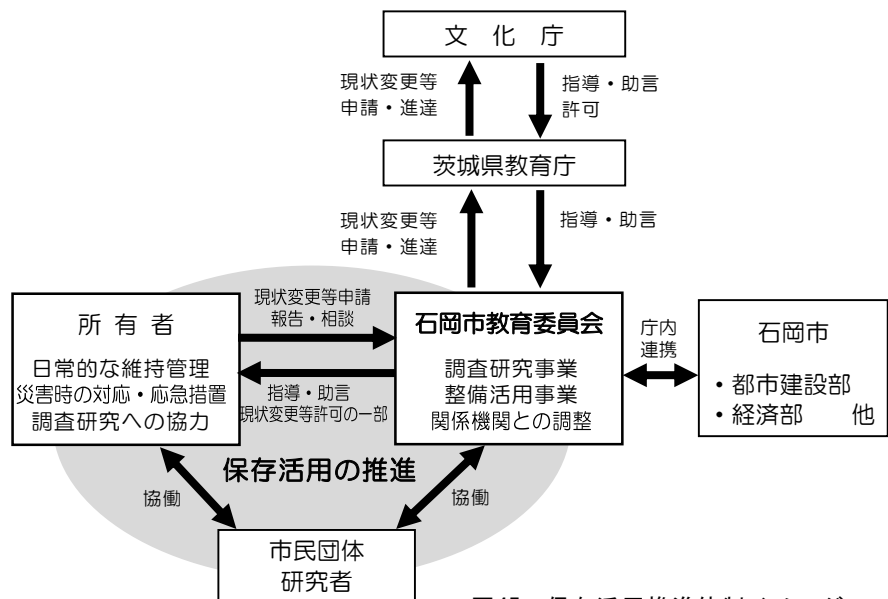


図45 保存活用推進体制イメージ

第10章 施策の実施

第1節 段階的な事業区分

特別史跡常陸国分寺跡の現状は寺院境内や宅地であることから、本計画で定めた保存と活用の実現には長期間を要することが見込まれる。加えて、常陸国分寺跡に関する発掘調査では、指定地外でも重要遺構が発見されており、今後追加指定を推進する方針である。このため、本計画に基づく各種施策の推進は、事業期間を区分して、段階的に取り組むこととする。

(1) 短期（計画策定から約5ヶ年）

短期においては、本計画に基づく保存管理の周知徹底と、常陸国分寺跡の価値を伝える活動を中心に取り組む。同時に、令和元年度に確認調査を行った塔跡の追加調査のほか、南門跡の確認調査を行い、重要な遺構が確認された範囲については追加指定を行うものとする。

指定地では、整備事業着手前に可能な取り組みとして、原位置を保つ回廊礎石の公開、発掘調査の現地公開、見学会等を行い、まずは常陸国分寺跡を広く知ってもらい、文化財保護への理解に努める。また、地権者の理解を得た上で指定範囲や古代の遺構の特徴を伝える説明板を設置するなど、見学者の理解を助ける整備を行う。

このほか、市が運営する「ふるさと歴史館」を活用拠点として位置付け、常陸国分寺跡の紹介や発掘調査速報など、情報提供の場として機能を果たせるようにする。

(2) 中期（計画策定から約5～20年）

中期は、短期終了後からの約15年間とする。短期における取組を踏まえて、市民参加や発掘調査の成果を活かし、地域に根ざした常陸国分寺跡の在り方を模索しつつ、将来像を検討する。

指定地の公有化が進展していることが見込まれ、原位置を保つ回廊礎石の公開や、暫定的な整備も取り入れる。

また、周辺の歴史文化資産を含めた活用を推進する。中期段階では茨城郡家（外城遺跡）・茨城廃寺跡といった関連遺跡の調査の進展が予想されることから、古代の常陸国府に関する総合的な保存と活用方法について具体化を進める。

(3) 長期（計画策定から20年～）

長期段階は、I B地区（住宅地）の公有化完了と、回廊跡の整備に取り組む。そのため、整備基本計画の作成、設計・整備工事を経て、整備された指定地における、学習活動、憩い・交流空間の提供、観光資源としての活用を推進する。

また、追加指定と現国分寺境内の調査状況によっては、古代国分寺の伽藍空間の解明が進んでいると想定される。古代関連遺跡との連携事業の推進、舟塚山古墳、常陸国府跡・常陸国分尼寺跡など周辺地域の歴史文化遺産の活用についても常陸国分寺跡を中核に据えて充実を図る。

第2節 段階ごとの事業計画

本計画に基づき実施する各種の施策を、前章までの保存管理・活用・整備・体制にかかる項目に沿って、段階ごとに整理し、保存活用の事業計画として示した。

表12 保存活用の事業計画

期間 項目	短期計画	中期計画	長期計画
	約5ヶ年	約5～20年	それ以降
状況	<ul style="list-style-type: none"> ●保存管理の周知徹底 ●常陸国分寺跡の価値の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●整備の開始，公開の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●I B地区の公有化完了，本格的な整備と公開 ●常陸国分寺跡の様相説明
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> ●I地区・II地区：常陸国分寺跡全容解明のための発掘調査 ●国分遺跡：既往の発掘調査成果の精査 		
保存管理	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物・道路・水路・工作物・樹木・埋設物等の現状変更に対し，取扱い基準に従って，許認可事務，確認調査を行う。 ●特別史跡常陸国分寺跡の保存管理の内容と手続きに関して，周知徹底をはかる。 		
追加指定	<ul style="list-style-type: none"> ●II地区：塔跡・区画溝など伽藍の範囲内と想定される部分の優先的な追加指定 ●国分遺跡：重要な遺構が確認された範囲は追加指定を目指す 		
土地の公有化	<ul style="list-style-type: none"> ●I地区 ・指定地の公有化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●I地区 指定地の公有化（所有者からの要望に応じて） ●II地区 追加指定後に公有化を検討 ●国分遺跡 II地区と同様の扱いとする 	
活用	<ul style="list-style-type: none"> ●古代の国分寺を知る機会をつくる ・ふるさと学習や学校教育の場としての公開活用 ・調査研究成果の情報発信 ・現地説明会の開催 ・県外の国分寺との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●常陸国分寺跡を中心とした国府関連遺跡の総合的な活用事業の展開 ・調査研究成果の情報発信 ・周辺の歴史文化遺産や文化施設との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●本格的に整備された指定地の活用を推進 ・学習の場としての活用 ・交流・憩いの場としての活用 ・情報発信の充実 ・観光資源としての活用
整備	<ul style="list-style-type: none"> ●I地区 ・現在の公開範囲（金堂跡・講堂跡）の見学環境の維持 ・解説板等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●I地区 ・指定地内公有地の暫定的整備 ●II地区・国分遺跡 ・解説板等の設置 ●歴史文化遺産との連携 ・周遊ルート設定 ・案内・解説施設の設置・充実 	
管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ●市と所有者の連携体制づくり ●担当課の人員の充実 ●調査指導委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●常陸国分寺跡と周辺の歴史文化遺産の活用に関する市民参加の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●常陸国分寺跡の保存活用に関する協議会等の創設

第11章 経過観察

第1節 方向性

史跡の適切な保存と管理，活用は一時的な行為ではなく，将来にわたり継続して取り組むものである。このため，常陸国分寺跡の保存や活用に取り組む過程において，各種施策や事業が適切に行われているかどうかについて定期的に点検し，基本方針に立ち返って現状を把握・分析し，問題点の改善を図っていく。

第2節 方法

経過観察は，石岡市教育委員会文化振興課が主体となって実施し，定期的に事業内容を点検・見直すことにより改善を図り，目標の達成まで継続するものとする。

事業計画として掲げた項目（調査研究・保存管理・追加指定・公有地化・活用・整備・管理運営体制）について，①進捗状況，②実施に当たっての課題，③（必要があれば）改善すべき点，④その他・状況を示す写真や資料等，の4項目に関して記述を行い，点検結果の報告を行うこととする。

